

## 第 241 回 個人情報保護審議会全体会 会議録

1 日時 令和 4 年 5 月 6 日 (金) 午後 1 時から午後 3 時まで

2 場所 大阪市役所本庁舎屋上階 P1 会議室

3 出席者

(委員)

金井委員、野呂委員、小林委員、岡澤委員、篠原委員、塚田委員、野田委員、矢口委員

※野呂委員はウェブ会議の方法により出席

(事務局)

巽行政部長、東公開制度等担当課長、佐藤公開制度等担当課長代理、岡村担当係長、中尾担当係長

4 議題

- (1) 第 240 回大阪市個人情報保護審議会会議録等の確認について
- (2) 本市における個人情報保護制度の見直しについて
- (3) その他

5 会議内容

【金井会長】

定刻になりましたので、ただ今から第 241 回大阪市個人情報保護審議会全体会を開催いたします。出席者は 8 名であり、審議会の定足数である半数以上を満たしています。なお、野呂委員はウェブ会議の方法により参加されています。

それでは事務局から本日の議題等の説明をお願いいたします。

【東公開制度等担当課長】

本日の議事ですが、全体の流れは、会議次第でご確認いただきたいと思います。

本日の議事といたしましては、最初に、大阪市第 240 回個人情報保護審議会全体会会議録等の確認ののち、本市の個人情報保護制度の見直しについてご審議いただきたく予定としております。

なお会議録につきましては、申し訳ありませんが現在調整中でございますので、開催概要のご確認、ご承認をいただければと考えております。

では、お手元に配付しております、第 240 回大阪市個人情報保護審議会全体会の開催概要の確認をお願いいたします。

【金井会長】

それでは、第 240 回大阪市個人情報保護審議会全体会開催概要の確認をお願いします。

特にご意見はないでしょうか。

【委員一同】

意見なし。

【金井会長】

ご意見がないようですので、署名いたします。

本日の署名者は、私と小林委員です。

では次に、個人情報保護制度の見直しについて審議を行います。

事務局からご説明をお願いします。

【中尾担当係長】

本日の議題等について説明させていただきます。

前回は、個人情報保護法改正の全体像についてご説明をさせていただき、その上で、論点整理の個別票をお示ししまして、議題番号1から4についてご説明しました。

本日は、この議題番号1から4までについてご議論をいただきたいと思っております。

本日の議論に先立ちまして、本日お配りさせていただいております、審議に係る資料について若干ご説明をさせていただきます。

議題番号4に引き続き、議題番号5以降につきましても、論点整理の個別票を準備しております。こちらにつきましては、本日の議題番号1から4までの議論が終わり次第、また順次ご説明をさせていただきまして、次回ご議論いただきたいと考えております。

次に、エクセルの表になりますが、条例改正イメージというものを今回お配りしております。

この表の趣旨としては、前回もご説明させていただきましたとおり、このまま個々の改正後の個人情報保護条例の規定の適正について別途ご審議いただくということではないのですが、議論していただくにあたって、今後、現行条例を改正法のもとに施行される条例として整理すると、このような形になるのではないかというイメージを作らせていただいたものになっております。大阪市個人情報保護条例の欄の左側「現行規定」というものが、現行の個人情報保護条例の規定になっております。第1条から最後まで、現行条例の条文を示させていただきまして、改正法が適用されるという形になるのではないかというイメージを示したものがその右側の「改正イメージ」としております。

そのなかで、色をついている「要検討」としている部分が、今後議論いただいた上で、どのように規定を整理していくかの検討が必要というところであります、「規定不要」としているのは基本的に改正法が定めているので条例上の規定は不要ではないかと事務局で考えている部分であります。それぞれの改正イメージを検討するにあたって、検討した事項であるとか、議論になるだろう事項を、一番右端の「対応する法の条文・コメント」というところに、我々の検討状況を示させていただいております。この部分には適宜、論点整理の個別票との関連性というものを示させていただいております。

今後個別の議題においてご審議いただきますけれども、その際に参考として参照していただければという趣旨で作らせていただいたものでございます。

資料の説明は以上ですので、前回ご説明させていただきました議題番号1から4までについての議論をしていただきたいと思います。

まず、議題番号1について、前回お配りした論点整理の個別票の議題番号1をご確認いただけますでしょうか。

審議事項としましては、個人情報に係る改正法上の定義についてです。改正法が地方公共団体の機関及び地方独立行政法人に対しても直接適用されるようになるというのが大きな改正の骨子とお伝えさせていただきましたが、改正法第2条第11項第2号のところで、行政機関等の中のこの地方公共団体の機関というところから「議会を除く」というふうに示されておりますので、改正法は議会には適用されないという形になっており、まずその点が規定されないところです。

次に、個人情報の定義につきましても、個人情報の識別性のところで、現行条例には明記されていない、「容易に照合することができ」るということが改正法で新たに追加されるということになりますので、いわば容易に照合できないと個人情報には含まれないというような文言上の定義になっており、その部分が大きく変わることです。

また、改正法で新たに作られております制度としましては、条例で各地方公共団体が特に重視すべきと思う事項については、特に注意すべき個人情報であることを定めることができるとされており、この部分は条例で各地方公共団体がそれぞれ政策上重視すべき事項を自由に定められるということになっております。

これらの点を踏まえまして事務局としては議題番号1の「事務局における考え方」というところに示させていただいた考え方で取り扱いをしようと思っておりますが、この点についてご意見を今回いただきたいと思っております。

まず、項目と論点の項番1について、個人情報の定義で大きく変わる部分は容易に照合できるかできないかというところでありますけれども、ガイドライン等によりますと、容易照合性というのは通常の事務や業務における一般的な方法により他の情報と容易に照合することができる状態をいうとされておりまして、例としましては照合するにあたって他の行政機関や事業者へ照会しなければならないような場合で、そのような照会が困難な状態までは含まれないというように定義が示されております。

現行条例では文言上、容易というところは設けておりませんけれども、現行条例においても照合性があるかどうかを判断するにあたっては、今申し上げたようなところまで個人情報に含めて解釈運用することはしておりませんし、またその容易性の解釈を厳格に取り扱うことで、現状の取扱いを維持できるというふうに考えております。

国からも、全国でその定義を統一するという趣旨のもとに法改正するものと言われておりますので、条例で改正法が定める個人情報の定義を変えることは困難であると考えております。容易というものが改正法に定義されるとしても、厳格な運用によって現状の取扱いを維持できると考えております。

次に項目と論点の項番2の条例要配慮個人情報についてですが、各地方公共団体において自由に定めることができるというものになります。

ただ、条例要配慮個人情報というものを仮に条例で定めたとしても、実際に改正法のもとでは、議題として後日お示しさせていただきますけれども、今回新たに個人情報ファイル簿というもの

を作成して公表しなければならないという制度が設けられ、この個人情報ファイル簿に当該情報は要配慮個人情報であるということが記される程度のものであって、条例要配慮個人情報と定めたからといって、収集あるいは提供等に特別な規制を設けることは許されないとされておりますので、ある意味、市民の方や実施機関等に対して慎重に取り扱うべきだという注意喚起のレベルを示すものかというふうに考えております。

そのなかで、特に社会状況等に照らして、こういう情報を定めるといいのではないかというものがありましたら、ご意見をいただきたいと思っております。

次に項目と論点の項番3の実施機関についてですが、先ほど少し説明させていただきました、議会に関するところです。現行条例は、実施機関として、市長部局、各行政委員会等の委員会、議会も含めて実施機関として規定をしております。先ほどお示ししたとおり、改正法は議会を適用範囲から除くとされておりますので、議会については現行条例のルールに従うようにするということも当然許容されることになります。

ただ、議会については現行条例のルールに則る、それ以外の部局については改正法の規定によるということになると、審議会の役割等において取扱いが変わってきます。そうすると、大阪市全体としての統一的なルールが取れないのではないかというふうに考えておりまして、議会からも現時点では改正法の適用は受けないけれども大阪市として統一的な運用として改正法のルールにより運用していくという考え方であるというふうに聞いております。

議会について条例により取り扱うかどうかについては、特にガイドライン等に記載がないのですが、国による説明会等における質疑応答で、議会の取扱いについては各自治体で検討していただきたいというふうな回答が示されておりますので、我々としては引き続き議会についても条例上の実施機関に含めて、大阪市として統一したルールのもとで運用していきたいと考えておりますが、この点についてご意見があればいただきたいと考えております。

説明としては以上でございます。

### 【金井会長】

ありがとうございました。

それでは、論点整理の個別票の議題番号1について、3つ論点がありますけれども、順番に審議していきたいと思います。

まず、最初の論点である個人情報の定義ですけれど、今回容易照合性が追加されて、条例の定義としてはそれ以外の定義の置きようはないというような整理を事務局ではしています。

容易照合性が入ることによって個人情報の保護の範囲が狭まるということはないという判断に基づいてですが、このことで特に何かご意見はありますでしょうか。

個人情報の保護に欠けるような部分が特に大阪市において出てくるというようなこともないと思うのですが、ご意見があれば、お願いします。

### 【野田委員】

質問があります。

容易照合性の要件があってもなくても大差はないというご説明でしたけれども、大阪市個人情

報保護条例解釈・運用の手引（以下「手引」といいます。）を見ますと、いわゆる特定人基準まで考慮できるという趣旨で、条例をこのように規定にしたのだと思います。

容易照合性の場合は特定人基準が適用されないが、容易照合性をいれなければ特定人基準が使えると、そういう説明だと思いますが、ここはどうされるのでしょうか。

手引5ページ項番4の2段落目です。

#### 【中尾担当係長】

現状、確かにこのような観点からの運用をしております。

ガイドライン等に書かれている容易照合性としては、他の行政機関や事業者へ照会しなければならない、外部に確認しなければならないような、そういう困難な場合を除くというふうに規定されておりままでの、仮に容易照合性ということをこの改正法に則って行うとしても、親族、知人等関係者が知り得る情報と照合することは容易ではないということにはならないと考えております。

改正法は、他の機関まで調べにいかないといけないような、そこまでの情報は個人情報の範囲に含まれないということで限定をかけようとしているので、そういう意味からすると現状の運用の部分が外れるということにはならないと考えています。

親族、知人等関係者が知り得る情報と照合することで識別される場合、その情報から親族、知人等関係者も知り得るというような判断は、特にこのガイドラインで除外されているような、他の行政機関に確認しなければ判断できないということではないと思いますので、そういう意味では現状この手引に書かれている運用は、改正法における容易という定義が入ったとしても、この手引に書かれているような識別性が除外されるわけではないと思います。

#### 【野田委員】

ガイドラインには他の行政機関に聞くような場合があがっているが、親族、知人等関係者というのは他の行政機関ではないから、ということですか。

#### 【中尾担当係長】

親族、知人等関係者が一般的に知り得るというところは実施機関で判断できると考えております。一般的に親族、知人等であればこの情報に触れれば個人を識別できるという判断は行政内部でできると思いますので、それを外部に調査するような必要はないと考えます。

#### 【塙田委員】

特定ということを、親族、知人等が知り得る情報を実施機関が直接親族、知人等から実際に入手することとはあまり関係がないということですか。

#### 【中尾担当係長】

要するに類型的にわかるだろうという場合には、容易照合可能なので保護すべき個人情報に含まれるということです。

**【塙田委員】**

実際に、その入手できるとかできないのかと、その困難性などは考慮されないということですか。

**【中尾担当係長】**

はい。その理解です。

**【小林委員】**

基本的なことをお聞きしますが、改正イメージで「規定不要」と書かれているところは、具体的には条例はどうなるのでしょうか。

**【中尾担当係長】**

はい。基本的に法が定めるので条例に規定を置かないということになります。

**【東公開制度等担当課長】**

ただ、少しご説明させていただきましたように議会が外れてしまうので、議会用にあえて書く必要があるという場合もありますので、必ずしも削除にならないのかなということで規定不要という表現にさせていただいているというところです。

**【金井会長】**

それは、議会の取扱いをどうするかによって条例の最終的な形は違ってくるかもしれないと考えているということですか。

**【東公開制度等担当課長】**

はい。基本は削除になると考えておりますが、結論が出てないのでその部分を書けなかったという趣旨です。

**【金井会長】**

では、個人情報の定義については、事務局案でいくということでよろしいでしょうか。

**【委員一同】**

異論なし。

**【金井会長】**

次に、条例要配慮個人情報についてですが、これは地方公共団体ごとに要配慮しなければならない個人情報について定めることができるということですが、事務局案としては、現行条例の要配慮個人情報の規定を置くということですか。それとも、条例要配慮個人情報の具体的な定義を

置くということですか。

**【中尾担当係長】**

仮に置くとしたら、具体的な項目を定めるということです。

**【金井会長】**

何をもって大阪市が条例要配慮個人情報と考えているかという具体的な項目を置くということですか。

**【中尾担当係長】**

はい。

注意喚起のために、こういう項目は現状の社会状況等に照らして具体的な項目を置いた方がいいのではないかというご意見があれば、それをいただければというところです。

**【金井会長】**

この改正法第 60 条第 5 項ですけれども、地域の特性その他の事情に応じて云々というような配慮を要するものとありますが、これは国の説明会やガイドライン等で具体的に出ていているのですか。

**【中尾担当係長】**

具体的なものは、ガイドラインで 16 ページのところに記載がありますが、ガイドラインでもそのまま法律の規定がなぞられているだけです。

**【金井会長】**

各地域、自治体ごとの事情があるかもしれないということなのでしょうか。条例の条文にどのように具体的に書いて落とし込むのかというとなかなか難しいことのように思います。

**【中尾担当係長】**

例えば、特にこういう注目すべき政策を行っているとなればそれに関するなどを規定するなど、最終的に大阪市の判断にはなるということだと思うのですけれども、仮に定めたとしても何か法的効果を生むようなものではないというところでもありますので、これまでの個人情報の取扱い等に係りご審議いただいたところを踏まえて、大阪市ではというご意見があればいただければというところでございます。

**【金井会長】**

概念と単なる法律上の要配慮個人情報の重なり具合はどう考えたらいいのでしょうか。

改正法の要配慮個人情報は、人種、信条等と書いてありますが、それ以外に地方公共団体でも考慮すべき要配慮個人情報があるかもしれないということなのでしょうか。

【中尾担当係長】

はい。そうです。

【金井会長】

この条例要配慮個人情報について、ご意見やご質問はありませんか。

【塙田委員】

質問と意見の両方をよろしいですか。

質問としては、現行条例第6条第2項でいわゆるセンシティブ情報の収集制限の規定がありますけれども、この思想、信条、宗教あたりが候補に挙がると思うのですが、今の事務局のお考えとしては、これは条例上の要配慮個人情報に含まれうる、あるいは含めた方がよいということによろしいですか。

【中尾担当係長】

そうですね。その部分は文言としては抜けてしまうことになるので、現状のレベルを維持するのであれば、それを、特に、文言として記載がないものを定めるというのも、一つの案かと考えております。

【塙田委員】

規定したとしても、収集等の制限が特別に条例で上乗せできるわけではないので、現行からは後退といえば後退という気がしないでもないですが。

意見としては、私も結論的にはこの収集制限の規定のところにある3つと、近年不当な差別等が問題になっている、いわゆる性的指向や性自認については大阪市で色々取組をされているところでもありますので、そういうものは追加することを検討されてはいかがかなと思います。

【篠原委員】

今の点ですけれども、例えば思想でしたら信条という既に書かれているものに含まれますし、民族も人種の中に含まれていますし、このレベルであれば条例で規定しても別に意味がないといいますか、あくまでも一般的に既に法律レベルで規定されていることを具体的に確認しただけだという意味しかないのかなという気もするのですが、あえて、確認としながらも大阪市としては意識を向けているとして、そのメッセージ効果を狙っていくとかそういう考えということでよろしいでしょうか。

【塙田委員】

はい。

【篠原委員】

わかりました。

【中尾担当係長】

いままでの収集の制限がなくなるけれども、必ずしもその保護の必要性が低下したわけではないというようなメッセージは行政内に出すといった意味合いの規定になります。

【金井会長】

事務局としては、今まで現行条例で収集の制限等の規定により大阪市の行政機関を拘束していたが、改正法になるとその制限が緩んでしまうことも懸念されるので、個人情報保護の規定が緩むものではないというメッセージを、行政機関内でも与えていきたいため検討したいと、そう理解してよろしいでしょうか。

【中尾担当係長】

はい。

【東公開制度等担当課長】

条例イメージの資料にも記載していますが、改正法により収集の制限のような形で規定できなくなるものはあるのですが、それによって大阪市の個人情報保護の取組が後退したということにはしたくないので、代替的なものがあればアイディアをいただけたらという思いもあって資料を作させていただいているところです。

今回の論点についても、先ほど委員からこの種のセンシティブ情報の保護について今までの規制を維持すべきという観点から残すべき意義があるのではないかとご意見いただきましたが、メッセージとしてですので拘束力としてはやっぱり改正法に上乗せはできないというそういう制約の中で何ができるか、と。

【小林委員】

先ほどの定義のところの議論もありましたが、改正法で規定されるので、法律で拘束される枠ができているなかで、現行条例より後退するかもしれないという懸念があるので議論をするということなのですよね。

【東公開制度等担当課長】

先ほどの定義のところにつきましても基本的には国で解釈を最終的に示していただくのだろうと思いますけれども、条例改正の時点では、事務局としては特段個人情報の容易照合性が入ったからといって個人情報保護の枠は狭まるところではないという想定で条例改正するということの確認で、それは条文上難しいのではないかというご意見があれば、議会での説明も難しいのかなというところですので、ご意見をいただきたいと思っております。

【金井会長】

では、条例要配慮個人情報については規定する方向性で、他の地方公共団体がどのように定め

るのか、そのようなところも確認しながらお願ひします。

条例要配慮個人情報についての審議は以上といたします。

次に、実施機関についてですけれども、議会は議会独自で法律に従うということと、そうではなく条例の適用対象として議会を入れるという方向性と二つの考えがあるのですね。

**【中尾担当係長】**

はい。

**【金井会長】**

今大阪市では、条例の適用対象とするということで考えておりますが、ご質問やご意見があればお願ひします。

質問ですが、議会が直接法律に従うという場合は、それは各議員が対象になるのですか。

**【東公開制度等担当課長】**

改正法で除外されているので、条例が定めなければ議会は従うものがないということになります。少なくとも、先ほどおっしゃったように、今まで大阪市で規定していたものができない部分があるので、せめて議会だけでも従前の大阪市並みのことをやるべきなのか、もしくは、大阪市全体のルールがあるので議会としても大阪市全体のルールに従って条例を定めていくべきなのかというところを検討したところ、今のところ議会としては大阪市の全体のルールに揃えて法律並みのルールでいきたいと思っているということですので、ルールとしてこういうところは後退していくので、せめて議会だけでもこういうところは残していくべきなのではないかというご意見があればそういう方向になると思いますし、特に問題がなければ議会も市長と同様でいきたい、というのが今の議会の考え方を聞いております。

**【金井会長】**

そもそも、行政機関の定義から議会が除かれたというのはどういう発想なのでしょうか。

**【岡澤委員】**

ガイドラインでは、地方公共団体の議会については国会や裁判所が法による個人情報の取扱いに係る規律の対象となっていないこととの整合のためとされていますね。

**【中尾担当係長】**

国会や裁判所等の国レベルではもともと自律的に行っており、それを地方公共団体でも同じようにというところです。

**【金井会長】**

現行条例では実施機関として議会は入っているのですか。

**【中尾担当係長】**

はい。入っています。

**【金井会長】**

議会としては、自らが改正法のもとで条例が適用されるということに積極的であるということなのですね。

**【中尾担当係長】**

議会の担当である市会事務局としては、今までどおり構いませんといった状況です。

**【塚田委員】**

確認ですが、その場合に現行条例の定義規定だと、「市会議長」という言い方になっていて、議会全体ではないのですが、これは市会事務局は含まれているけれど個々の市会議員は含まれないといった理解でよろしいのでしょうか。

**【中尾担当係長】**

あくまで議会として保有している個人情報ということであって、市会議員が個々の議員活動で取り扱う個人情報は別という話です。

例えば、委員会の審議などで利用したようなものは当然対象になると思いますし、その従前の取扱いを今後も維持したいとすると、一本の条例で議会についても定めるか、議会は議会で内容は変わらないけれども別の条例で定める、ということが選択としてはあると思います。

**【東公開制度等担当課長】**

基本的に規定は委員のおっしゃるとおりですし、今後改正法が施行されると市長部局の部分は、法に基づく処分についての不服申立てはこちらの審議会で審議いただくということになりますが、議会の部分は条例に基づいて行った処分についてこちらの審議会に諮問するということであればこちらでご審議いただくことになります。法に基づくものと条例に基づくものが混在することになりますので、そのような運用について問題があるのかというところについてもご検討いただければというふうには考えております。

**【金井会長】**

条例の中に議会を対象として入れる方向で今話していますけれど、もし議会を入れずに、議会は議会独自で法律に従うという場合は、議会独自の個人情報保護条例、つまり議会個人情報保護条例を作るという、そういう方法を考えているということですか。

事務局が考えているのはそうではなく、条例を適用するということですか。

そして議会の担当である市会事務局もそれが良いと考えているし、おそらく議会もそう考えるであろうということですね。

今ご説明いただいた内容では、その場合は新しい条例に基づいて審議会に審議を申し出ること

があるが、それについて、一つは個人情報保護法に基づいた審議依頼であり、議会については条例に根拠を置く審議依頼となるのでそういうことが混在してもいいのかということでしょうか。

**【東公開制度等担当課長】**

はい。手続きとしてそういうことも想定させていただいているところです。

**【篠原委員】**

では、その場合、改正イメージでは「規定不要」となっていますけど、こここの部分に法律の条文そのまま写した条例の条文をつくって考えていくということになるわけですね。

**【東公開制度等担当課長】**

もしくは、市長部局の例によるという条文をどこかにいれるか、ぜんぶ再度書くか、いずれかになります。

**【篠原委員】**

基本的にはこの法律の適用対象になっている行政機関に関しては条例と法律がほぼ内部で完全に合致するというわけで両方が適用されるという状況になる。

議会に関しては、条例だけが適用されるということで想定するということですか。

**【東公開制度等担当課長】**

まったく法律と同じ条文を条例でなぞるということの違和感がどの程度あるのかということです。

**【篠原委員】**

それは空家法などではある話ですよね。空き家対策特別措置法だとかの条文をそのまま条例で全部なぞる、議会という話ではないですけれども、法を丸写ししたような条例を定めて、適用関係としては、やっぱり全く同じ法律と条例が適用されているということになる。

法律の対象になっている地方公共団体の機関についてはそれで説明をして、議会については条例でそういう定めも自律的な決定でやること自体は否定されていないので条例でいく、という説明になると思います。

**【金井会長】**

ありがとうございました。

以上でよろしいでしょうか。

野呂先生は、3つまとめて審議しましたけれども、ご意見があればお願ひいたします。

**【野呂委員】**

はい。大体結構でございます。

## 【金井会長】

ありがとうございます。

では、議題番号1についての議論は以上としたいと思います。

次に、議題番号2について説明をお願いします。

## 【中尾担当係長】

議題番号2になりますが、こちらは収集制限に関する議題です。現行条例ではまず個人情報は本人から収集するのが原則であり、一定の事由がある場合は本人以外からも収集できるという規定になっております。

また、一部のセンシティブ情報につきましては、その収集に制限の規定を設けております。その制限を解除するにあたっては、審議会に意見をあらかじめ聞かなければならないという定めを現行条例第6条及び第7条で置いておりますが、改正法のもとでは基本的にそのような制限は設けられないということになっております。

ガイドライン等によりますと、本人収集の原則であるとかその情報の内容に着目しての収集の制限については、基本的にそのような規定を置くことはできないというような考え方方が示されているところになっております。

項目と論点のところで、改正法の規定になりますと、この現行条例第6条及び第7条に相当する規定は、改正法第61条あるいは第64条ということで、改正法では基本的に一般的な定めといいますか、保有するにあたっても必要な場合に限りその利用目的を特定した上で、その目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならないものです。

また行政機関の長は、偽りその他不正な手段により個人情報の取得をしてはならない、こういったほぼ一般的な規定が置かれることになっておりまして、基本的にはそれ以上に規制をするということは許容されないという見解が示されているところです。

これを踏まえまして、我々としましては、おそらくこういった、本人収集の原則、あるいは特定の情報に限った収集の制限、それらを解除するために審議会の意見を聴かなければならないという規定を、改正条例で改めて維持するということは難しいというふうに考えておりますが、その代替手段として、審議会に関わっていただく方法があるかどうかを検討しているところです。

例えばこの改正法が定める保有の要件につきましては、利用の目的の達成に必要な範囲、不正な手段により取得してはならないということが書かれておりますけども、そういったところの判断が恣意的にならないように、例えばですね、制度としては、まず、法の制限はないのですが、こういった情報を取得する場合は、あらかじめ制度所管部署、大阪市における制度所管部署になると我々情報公開グループになりますけれども、事前に協議を行う、あるいは審議会に事前に諮問することはできないとはされておりますけれども、ただ、事務的な報告を行うということは、法も否定していないと考えておりますので、そういうレベルでの正当性の担保を維持するということはできないかどうかということを考えているところであります。

項目と論点の項番2の本人収集の原則につきましては、ガイドラインの74ページ、ほぼ最後のページになりますけれども、「条例との関係」というところ、下から3段落目になりますが、個人

情報やデータ流通について直接影響を与えるような事項であって、法に委任規定が置かれていないものについては、条例で独自の規定を定めることは許容されないとされておりまして、その例として、個人情報の取得を本人からの直接取得に限定する規定、これが挙げられております。

またセンシティブ情報の収集制限、情報の内容に応じた収集の制限ですけれども、こちらにつきましては、ガイドラインの 16 ページに記載があります。条例要配慮個人情報のところでもありますけれども、法に基づく規律を超えて地方公共団体の取得や提供等に関する固有のルールを附加したりすることは法の趣旨に照らしてできないとされております。

これらを踏まえまして、条例上、現行条例の規定を維持することはできないと考えておりますけれども、我々大阪市がこれまで個人情報の取扱いを厳密にするために行ってきましたものについて、例えば法の解釈の中でそういうルールを維持していくのかということ、もう一つは、審議会に諮問はできないけれども、事後的な報告を行い、事後報告によって個人情報の現状の取扱いのレベルを維持するということを考えておりますけれども、条例で新たに規定することに制約があるなかで、この点につきまして何か代替手段として考えられるものはあるかどうかということをご議論いただきたいと思っております。

#### 【金井会長】

はい。ありがとうございました。

今ご説明がありました議題番号 2 についてのご質問などがあれば、お願いします。

#### 【篠原委員】

ちょっと教えていただきたいのですが、類型的に審議会に諮問することは許容されないということが書かれていますが、これはあくまでガイドラインレベルであり、そもそも審議会へは諮問するのであって法的拘束力はないので、果たしてこのガイドラインにどれほど従わなければならぬのかということは私には正直わからないところです。

#### 【中尾担当係長】

おそらくなんですけれども、ガイドラインでは明確に示されてないのですが、現行条例のように、各号に該当する事例があれば当然諮問しなければならないというのが改正法上認められていない取扱いと思っております。個人情報の取扱いに関しても個人情報保護委員会で一括して判断するから審議会には何も諮問してはいけないかというとそうではなくて、改正法第 129 条では、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、諮問することができるということになっております。ですので、イメージとしてはこの類型に該当したら諮問が必要というのではなくて、個々の事案といいますか、特に専門的な意見を聞かないといけない、専門的な意見を聞いた上で自治体として一つの統一的な政策をやっていくなどそういう場合については、案件の重大性などを鑑みて諮問が許容されているのかなというふうには考えておりますが、まだその辺りもガイドラインレベルでは明確にはされていないところです。

#### 【篠原委員】

ありがとうございます。

一方では、個人情報保護委員会の方に意見を求めるようにというふうにガイドラインには書かれているわけですから、どういう場合に審議会に意見を求め、どういう場合に個人情報保護委員会に意見を求めていくことになるのかという、そういう相場も持っておく必要があるのではないかと思います。

**【金井会長】**

収集制限については、保有目的の明示のところでどういう収集方法だとしても、例えば他の機関から提供を受けるにしても、利用目的の特定というところで、保有の制限と被ってきますよね。

**【中尾担当係長】**

はい。

**【金井会長】**

利用目的の特定というのは、かなり具体的に目的を特定しなければならないとすると、新しい行政目的が出てきたような場合に、それを今ある利用目的の解釈のなかでどこまで織り込めるのかというのは、行政にとっては結構厳しいのではないかと思っています。例えば、今回のコロナのワクチン接種券を送るために、住所と名前を使用するという場合に、住所と名前を保有している目的の範囲にその利用目的が含まれていないから、目的外で利用するとして審議会に諮問があり審議したと思うのですが、そのあたりは今後どう考えたらいいんでしょうか。

つまり、本人外収集の制限は否定されていないけれど、結局、利用目的の特定のところで、かなり制限が厳しくなるのではないかと思っているのですけれども。

**【中尾担当係長】**

利用目的の特定のところで厳しくすると、当然そうだと思います。

考え方によるかと思うんですが、会長がおっしゃったように審議会で審議すればというわけではなくなりますので、条文に照らしてきちんと目的と判定されるかどうかというところを判断していくかないといけないと思っていますので、その部分を厳格にやっていくという運用を維持すれば、おっしゃっていただいているとおり、今より制限が緩くなるような方向にはいかないのかなというふうには考えます。

**【金井会長】**

でも審議会で審議せずにその判断がもし緩かった場合、あとは事後的な法的審査というか、そちら、個人情報保護委員会の方に行くのでしょうかけど。

**【金井会長】**

保有の制限のところでは、保有の必要性の範囲の判断が恣意的にならないようにということを考えており、そのための制度的な方法論として条例に何か入れることができないかということで

すね。

**【中尾担当係長】**

そうですね。その判断を厳格にしていいければ、今までのような審議会で審議しないからといって制限が緩くなるということにならないと思っています。逆に、その判断が緩くなってしまうと、情報の漏えい等大きな被害にもなりえますので、審議会には事前に諮詢ないがその取扱いの要件を厳格に判断していくため、適正な取扱いを担保できる代替手段がないかどうかというところと考えています。

**【金井会長】**

はい。わかりました。

制度所管部署に事前協議を行うというのは、個人情報保護委員会の方に相談してもらうということですね。

**【中尾担当係長】**

はい。個人情報保護委員会に相談してもらったり、我々情報公開グループのなかで議論できるのであればできるだけ相談してもらいます。

**【金井会長】**

市の内部で相談した場合に、事務局でその取扱いは無理ですという見解を出した場合、実施機関はその見解を聞くのでしょうか、所掌事務の考え方から。

**【中尾担当係長】**

基本的には担当部署における最終判断になると思うのですが、条例やその解釈を所管する制度所管部署が出す見解というのは、担当部署においても当然判断理由にはなるかとは考えます。ただし、完全に拘束するということはできないと思います。

**【金井会長】**

はい。ですから、保有の制限、本人外収集の制限、センシティブ情報の収集制限のところも、それぞれ考え方は同様で、今のままだと改正法上の規定はないので個人情報保護としての取扱いが緩んでしまうおそれがあるので、制度的に個人情報保護の適正な取扱いを担保する仕組みを導入していくことができないか、ということですね。

**【中尾担当係長】**

1点加えさせていただきますと、次の議題も同じ問題からの議題となっています。

改正法でこの利用目的の変更というのが認められていますが、今の条例にはありません。

これも相当の関連性という制限は法律であるのですけども、要はそういう一定の範囲で目的を変えることができるというのも、法の制度として定められるので、そういう意味からしてもこの

要件の判断というのをもう少し厳格にやっていく必要があり、そういうなかで何かできることはないかなというところです。

**【東公開制度等担当課長】**

利用目的の変更が間に一つ入ると、相当の関連性があるということで、当初の目的と全然違うものに変更していくこともありますので、その目的のところの制限というのは、そんなに厳しくないかもしれないところで、どこまで権利利益を侵害するおそれがないのかというところで、現行条例で事前にご審議いただいている部分を担保するのかというのを一定検討するべきと思っているところであります。

**【金井会長】**

では、所管部署との事前協議と審議会への報告ということが事務局案としては出ておりますが、その点で何かないでしょうか。

ここでは、議題番号の3についても審議してもよいですね。

利用目的の変更についてですけれども、変更した場合は改正法第61条により公表するのですね。

**【東公開制度等担当課長】**

はい。最終的には個人情報ファイル簿に利用目的を書くことになっておりまして、それが作成・公表ということになっておりますので、そこで公表されていくという形になっております。

**【金井会長】**

個人情報ファイルについては、改正法第74条ですね。事務局としては、制度所管部署の事前協議と審議会への事後報告と、どちらが実効性がありそうだと思っていますか。また、両方行うということもあり得るのですか。

**【中尾担当係長】**

はい。両方を考えてています。

事後的に報告をしないといけない第三者機関があるということになると、実施機関の判断が第三者機関の目に触れることになりますので、実施機関として慎重に取り扱う契機にはなるのではというふうには考えております。

**【東公開制度等担当課長】**

あとは、事後的に国賠訴訟になったときにどうなるのかというところですが、担当所属の判断要素の一つとなると思います。我々制度所管部署が言っているだけであればおそらくそれほど影響はないんですけど、事後的に問題があるということが出ていれば、裁判になったときに国賠法上の故意・過失、違法性の認定がされる、証拠としても出る、ということになりますので、そういう意味では制限はより強いのかなと思います。

**【金井会長】**

もう一つ教えてください。この議題番号2の事務局における考え方の項番1の保有の要件のところは、事後的に行うとの記載ですが、それ以外は報告を行うということのみで事後的という記載がないのですが、項目2及び3についても全部事後報告ですか。

**【中尾担当係長】**

記載できておりませんが、項目2及び3についても、事後的に審議会に報告を行うものと考えています。

議題番号3についても同様に、事後的に報告を行うものです。

**【金井会長】**

はい。わかりました。

国賠訴訟になった場合、手続として事前に審議会の意見を聞くということを実施機関としてもその意見聴取手続を経た上で行ったものということであれば、若干のディフェンスになるんでしょうか。

**【東公開制度等担当課長】**

おそらく、単純に弁護士の方に、リーガルチェックをいただいたというよりは、事前に、複数の方からご意見いただいて問題ないと言われているほうが、より裁判所への説得力は増すのかなと思うのですが。

**【塙田委員】**

形式的なところですが、今、事前協議とか事後の審議会への報告を入れたいという方向性はわかるのですが、それをどこのレベルで規定するのですか。

条例の中にというのはちょっと難しそうな気もするので、条例の文言に取り込むかあるいは手引によるなどのレベルかというところを教えてください。

**【中尾担当係長】**

少なくとも所管部署の中の話ということになると、おっしゃるとおり条例でというレベルではないように思います。

**【東公開制度等担当課長】**

具体的な文言でいいますと、審議会の所掌事務の中に、個人情報保護制度の運用に関するのとをその他として定めて、市規則等のなかでこういう事項を定めるというのが一つ方法としてはありますのかとは思います。事前の手続としては書きにくいのですけど、審議会の所掌事務としてはある程度は書けるのではというふうに思います。

【塚田委員】

それは審議会について定めるところである程度定めるということでしょうか。

【東公開制度等担当課長】

法務部門との調整にはなりますが、それが規則になるのか要綱要領ガイドラインという形になるのかというのもありますけれども、所掌事務の中で読み込み、そこで条例上の根拠を付与するというのもありえるかと思います。

【塚田委員】

もう1点ですが、現行条例で審議しているような類型的な諮問はできなくて、おそらく個別の事案について、やっぱりこれは審議会で意見を聴かないといけないというのは一応許容されている。結構例外的な場合を想定しているのですが、その場合にそれに備えた規定は審議会の所掌事務などというところで盛り込むという必要性はあるかなというふうに思いますけれども、それについてはどうお考えでしょうか。

【中尾担当係長】

その点については改正法第129条に規定があります。

「条例で定めるところにより」という形になっているので、現在お示ししている国の施行条例のモデルの中にも、審議会はこういう審議ができますという趣旨で、改正法第129条に基づいた規定を置いているところがあるので、そういったところは類型化して、一定は規定する必要があるのかなと思います。

【塚田委員】

そのレベルでは一定の類型を挙げることは可能なのですね。ただ、類型に該当するから自動的に諮問するということは許されないように思いますので、類型に該当した上でさらに特に必要といえるという個別的なケースについての判断をするということでしょうか。

【中尾担当係長】

そうですね。

【金井会長】

個人的な話になりますが、私自身はずっと個人情報保護審議会に携わってきていて、外部の人間がこういう形で入るというのは、すごく意味があるなと思っているところです。それによって、市民としてなんですかとも、思った以上に行政は個人情報の取扱いについて、かなり留意しながら行っているということを、この間審議会で審議した事項を通して自分自身が知ることができましたので、何らかの形で外部の意見を聴くということを残せてもらえたら、市民と行政のお互いにとっていいのではないかというふうに思っています。

**【野田委員】**

今の議論で、制度所管部署の事前協議を行うというのは内部の手続なので条例での規定にはなじまないという話ですよね。それに対して、審議会への事後的な報告については条例で一定のものについて事後的に報告すべしということを入れられますよね。これは、ガイドラインで許容されないとされているのは事前の諮問の話なので、所掌事務規定はもちろん必要なのでしょうけど、それとは別に個別のものについては事後的に審議会に報告しなければいけないという規定は問題なく置ける、という理解でよろしいでしょうか。

**【中尾担当係長】**

改正法はそのことについて明確に否定はしていないので、現時点では置くことはできるのではないかと思います。

**【東公開制度等担当課長】**

利用制限自体の規定がないなかで、そのことを条例に書くのは工夫がいるのかなと思っておりまして、もともと条例に議会を入れるので全部書くというのであれば問題ないと思うのですが、現行条例のように利用目的に制限があってその例外の場合はこういう手続というのは置きやすいのですが、なかなかそれだけを規定として具体的には書きにくいのかなというふうに思います。

**【野田委員】**

例えば条例要配慮個人情報を収集した場合には事後的に審議会に報告しなければいけない、という規定を独立の規定として条例に置くことはできますか。

**【東公開制度等担当課長】**

それは、そんなに違和感はないと思います。

**【小林委員】**

それは事後だからということですか。事前じゃないからハードルが低いというご趣旨ですか。

**【東公開制度等担当課長】**

ただ単純に規定の立て方として難しいというだけですので、できないわけではなくて、具体的な条文に落とし込む時に、技術的なハードルが高いというレベルです。

**【金井会長】**

では、ご意見等出ているところなのですが、制度所管部署での事前協議は内規の形で、審議会への取扱状況の事後報告は条例に落としこめるかという方向性がでてきてていますので、引き続きその方向性でご検討いただくということで、議題番号2と3についての論点整理は終了ということでおよろしいでしょうか。

【委員一同】

異論なし。

【金井会長】

では、議題番号4について説明をお願いします。

【中尾担当係長】

議題番号4については、「利用及び提供の制限」とありますて、論点整理の個別票の条文比較の方も見ていただければと思いますが、こちらにつきましてもやはり同じように、審議会へ類型的に諮問するということは許されないということが前提になっております。

また、大きな違いとしては、現行条例では出版、報道等により公にされている場合は明確に利用及び提供の制限が解除されるという形になっているのですが、改正法ではその規定がありませんので、出版、報道等によって公にされていたとしてもそれだけでは利用及び提供の制限は解除されないということになります。

こちらでは逆に、個人情報保護の態度は、改正法の方が厚くなっているのかなと感じておりますて、その部分は我々が懸念しているような利用提供の制限が緩くなるという方向性ではないので、改正法がそういう規定を設けていないということであれば、その方向性で今後取扱いをしていくということになるというふうには考えております。

ただこの議題でも、まず事前の諮問手続が否定された上で、例えば相当の理由があるときであるとか、あるいは特別の理由があるとき、例えば改正法第69条第2項第3号、ここは「相当の理由があるとき」と書かれており、改正法第69条第2項第4号では「特別な理由があるとき」と書かれており、そのような文言がありますので、この部分の適正な解釈を担保するために、同じ話になりますけれども、やはり事前の制度所管部署への協議、あるいは事後的な取扱い状況の報告といったルールを定めて、少なくとも現行条例の取扱いを維持していく必要があるというふうに考えているところです。

論点として被るところがありますので、先ほどの議論を踏まえて、ご検討いただければと思っております。

議題番号4についての説明は、以上です。

【金井会長】

先ほどの議題番号2と3について、野呂先生のご意見を特にお伺いしてなかったのですが、今回の議題番号4と合わせて、制度所管部署への事前協議、審議会への取扱い状況の事後報告というような方向性について、何かご意見があればお願いいいたします。

【野呂委員】

はい。基本的には先ほど聞いた方向性で特に異論はありません。

審議会の報告というときに、例えば現在の審議会への報告の際にしていただいているように、直接担当部署の方に審議会の場に来ていただいて報告していただくのか、それとも、制度所管部

署である程度取りまとめて報告して何か審議会から意見があった場合は意見を述べる形にするのか、二つ方法があるかなというふうには思っています。

以上です。

**【金井会長】**

はい。ありがとうございました。

それでは、議題番号4について、ご意見、ご質問などあればお願ひします。

**【金井会長】**

今回、改正法のもとではすべて第69条に基づいて、第69条第2項の要件を実施機関内で判断する。事務局の案だと、それを制度所管部署での事前協議、それから審議会への事後報告ということを併せ持つてすることによって、この改正法第69条2項の、おそらく第3号、第4号の相当の理由や特別の理由、この辺りを検討されることで個人情報の取扱いを厳格に行うことを担保していきたいということですね。

**【中尾担当係長】**

はい。

**【篠原委員】**

協議が上手くいかなかった場合や、取扱いに問題がありそうだというときは、アドホック（事案に限って臨時に）諮問をするということもできるわけですね。だから条例のなかに、できる条項だけを置いておいて、内部の運用として事前協議をしてうまく意見が整わない、疑義があるような場合には、アドホックという形をとって、審議会を開催して諮問を受けてというところで防波堤を張つておく、ということは可能なわけですね。決して類型的なわけではないので、条例上はできるにしておいて、内部的にある程度、類型化せざるを得ないのでしょうけれども、そこで対応していくことはできるということですね。

**【金井会長】**

そうですね。それはすごく意味がありますよね。内部で議論が煮詰まってしまった際に、第三者を入れるというのはとても意味があると思います。

**【東公開制度等担当課長】**

回復不能の損害が生じる恐れがある場合ですか、漏洩する情報の数が非常に多いというような書き方での類型化であれば、今の国の考え方とは抵触しないのかなと思いますので、その辺はちょっと書き方の工夫ができるのかなと思います。

**【金井会長】**

他はいかがでしょうか。

【委員一同】

意見なし。

【金井会長】

特にないようですので、今回は議題番号4まで終了しました。

【中尾担当係長】

論点整理としては15番までは用意させていただいておりますので、概要だけでも、できるところまでご説明させていただきたいと思います。

【金井会長】

はい。わかりました。

【中尾担当係長】

まず議題番号5についてですが、電子計算機処理の制限であるとか電子計算機の結合の制限の話でありますと、現行条例でこういう電子計算機処理などに限って特別の制限を設けていますが、國の方針としては、電子計算機に限ってそういう規制が必要なのではなく、一般的な取得制限などといったところで対応できるので独自の制限を設けられないということを述べております。今まで議論いただいたことと重複しますが、類型的な諮問というのも許容されないということになっておりますので、基本的にはこれまでの議論の延長になるかと思いますが、やはり代替的な手段がないかということを中心にご議論いただきたいと思うところです。

次に、議題番号6と7についてですが、安全管理や情報漏えいがあった場合の報告、安全管理措置というところになっておりまして、漏えい等があった時の報告について現行条例では定めていませんが、市の内部で個人情報の事務処理に誤りがあれば報告して公表するという取扱いを行っております。改正法では新たに漏えいが生じた場合は個人情報保護委員会への報告をして、またその本人へ通知しなければいけないという義務が定められます。現状で市の内部で行っている事務についても、我々としては引き続き本市における事務処理の誤り等が生じた場合は把握しなければならないと思っているので両方行っていこうかと考えておりますけれども、その点について、例えば個人情報保護委員会へ報告するのであれば市独自のものは不要ではないかなど、ご意見、ご指摘をいただければと思っております。

適切な管理・安全管理措置につきましても、改正法のもとで安全管理措置についての義務が定められておりますが、条文の比較を見ていただければと思いますが、現行条例の定めと大きく違うところというのではないですけれども、法改正によって現行の安全管理措置について何か加えてやるべきことがないかどうかについてのご意見をいただければと思っております。

項番8から10までにつきましては、先ほど金井会長からおっしゃっていただいたとおり、新たに制度として設定される個人情報ファイルに関する事項になっておりまして、基本的には個人情報ファイル簿について、一定の要件を満たすものについて作成・公表していくかといけないと

いう義務が定められることになっております。

そういったところで、改正法では個人情報ファイルにつきましては、個人情報の本人の数が千人未満というところで、個人情報ファイル簿の作成義務や公表義務のあるなしが定まっているところですが、地方公共団体独自で基準未満のものについても個人情報ファイル簿を作ることは許容されますので、改正法に合わせるべきなのか、さらに何か加えて法よりも手厚くすべきかどうかなど、ご意見をいただきたいと思います。

また、個人情報ファイル簿とは性質が違うのですけれども、現在個人情報取扱事務の届出というものを各実施機関で行っておりまして、その個人情報ファイル簿の制度が新たに作られることによって、個人情報取扱事務の届出の制度をどうしていくべきかなどについてのご意見をいただければというふうに思っております。

詳細はそれぞれ論点整理の個別票をご覧いただければと思います。

また、大きな論点がこの議題番号 12 の不開示情報の範囲ということになりますて、ここが議論としては量が多いところですので、時間の関係もあり、本日はここまでとさせていただきます。

### 【金井会長】

ありがとうございました。

それ以外に事務局からその他の事項について報告をお願いいたします。

### 【東公開制度等担当課長】

次回の日程でございますが、全体会は、5月 19 日（木曜日）、13 時 30 分開始の予定です。場所は未定でございますので、調整つき次第ご連絡を差し上げます。

よろしくお願ひいたします。

### 【金井会長】

以上で本日の審議会全体会を終了いたします。